



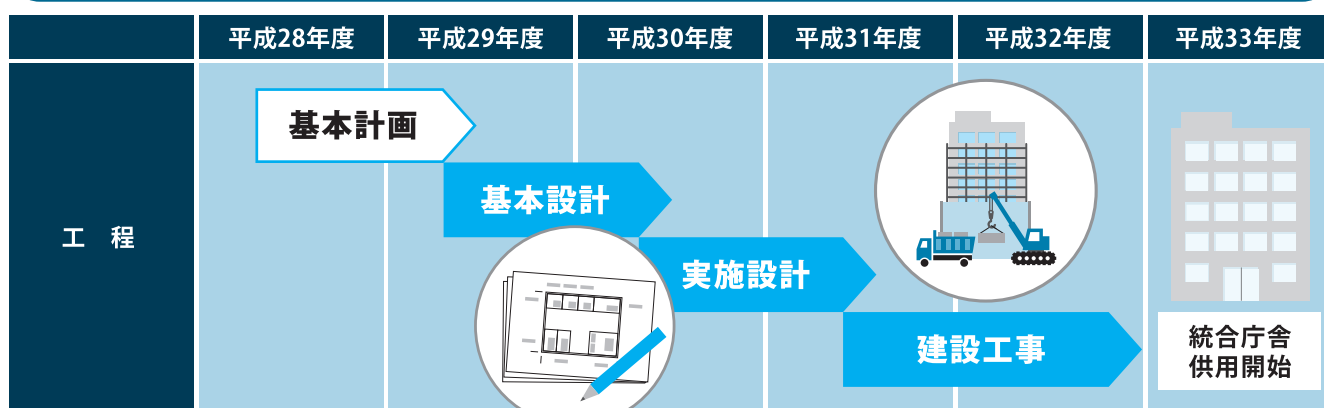
【特集2】新たなにぎわいを創出する「まちづくりの拠点」を目指して

米原市庁舎等整備基本計画を策定しました

問 市統合庁舎整備推進室(米原庁舎 政策推進課内) ☎52-6626 FAX 52-5195

「米原市庁舎等整備基本構想」を基に、今後の設計の指針となる「米原市庁舎等整備基本計画」を策定しました。
平成32年度内での統合庁舎整備の完了を目指し取り組みます。

スケジュール



統合庁舎の基本理念

「水源の里」としての個性と魅力を受け継ぎ、未来へつなげる新たな拠点

5つの整備理念

- ① 未来につながる、豊かな市民力を活かす開かれた庁舎
- ② 市民の安全、安心な暮らしを支える庁舎
- ③ 誰もが使いやすく、人にやさしい快適な庁舎
- ④ 未来にわたり親しまれ、効率的で人や社会と共に成長する庁舎
- ⑤ まいばらの自然環境の創造、保全を推進する庁舎

基本計画では、この5つの整備理念に基づき統合庁舎の整備方針をまとめました。

基本計画

統合庁舎に導入すべき機能や規模、施設計画、既存庁舎の整備等の基本的な整備方針をまとめた計画で、今後の設計の指針として活用します。統合庁舎の建物の形や配置などは今後の設計で決定します。

まいばら駅前ぷらっとホーム

統合庁舎建設地は近畿、中部、北陸を結ぶ交通の結節点である米原駅に隣接していることから、統合庁舎には人や情報が交流し、誰もが気軽に利用できる機能の導入が必要です。

この優れた立地特性を活かし、広域交流機能と市民活動を支える

▼統合庁舎配置計画イメージ

米原駅東口駅前広場歩行者や車両アプローチに配慮し、誰にとっても利用しやすい庁舎を目指します。



くらし創造機能を持つ複合機能を統合庁舎に導入します。米原に住む人、訪れる人が集まり、世代を超えて交流し、共につながり、新たな広がり創造する交流拠点を目指します。

統合庁舎の機能(導入機能方針)

来庁者や職員等すべての施設利用者が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるように、ユニバーサルデザイン※に即した施設整備を進めます。

危機管理機能

市民の安全・安心を守る拠点

- ・災害対策本部室(平時は会議室として利用)の設置
- ・バックアップ機能として、3日以上(72時間以上)連続運転が可能な自家発電装置、電力供給の多重化、防災資材の備蓄



議会機能

市民に開かれた議会の実現

- ・誰でも利用しやすい傍聴席
- ・議場の独立性の確保
- ・将来を見据えた議場運営システムにおけるICT技術の導入



執務機能

効率的な執務環境の実現

- ・間仕切りのない見通しのきくオープンフロア
- ・業務の効率化が図れるユニバーサルレイアウト
- ・目的に応じた会議室、ミーティングスペース



窓口・相談機能

市民が利用しやすい窓口・相談機能の充実

- ・総合案内
- ・各種証明書の交付事務等を総合的に行う窓口
- ・プライバシーに配慮した相談室、相談コーナー



※ユニバーサルデザイン…

すべての人が安全で使いやすい製品や、快適で不便のない生活環境をデザインしていく考え方

複合機能(まいばら駅前ぷらっとホーム)

人の新たな流れを生み出し、新たなにぎわいを創出する拠点

①広域交流機能

(学びのステーション)

多目的、多機能に利用できるスペース

コンベンションホール(多目的会議室・ホール)、講演会、展示会などのイベントにも

②くらし創造機能

(暮らしのステーション)

市民が気軽に利用できるスペース

市民活動、子育て支援や市民の健康・学習・就業をサポート

③利便施設機能

(憩いのステーション)

施設利用者がゆとりを感じられるロビーや休憩スペース、市政、市民活動や観光に関する情報コーナーを整備



低層階ほど、市民利用が多くなる構造です。

その他機能

①省資源・

省エネルギー機能

省エネルギー設備や自然エネルギーを積極的に活用

②市民に親しまれるデザイン

まいばらの自然・歴史・文化を継承する素材を活用

③地産地消機能

(地域産木材の活用)

まいばらの木材など、地域産材を活用

④駐輪・駐車場

歩道、車道を明確にし、高齢者や障がい者に配慮した安全で使いやすいものに

数字でみる統合庁舎

職員数



390人

議員数



18人

基準面積



約10000㎡

統合庁舎に配置する職員数は390人、議員数は18人、これらを基に必要規模を算定すると、基準面積は約1万平方メートルになります。今後の設計において、合理的な執務空間計画等の検討を進め、建物規模および事業費の削減を目指します。

財源は、合併特例債を活用するとともに、公共施設等整備基金、施設整備内容に応じた補助金の活用など財政負担の軽減に努めます。

米原市庁舎等整備基本計画(案)に対するパブリック・コメントの結果の概要

募集期間 5月2日～5月22日

基本計画(案)の閲覧場所

市役所各庁舎、市立図書館の市政情報プラザ、各行政サービスセンター、市公式ウェブサイト

意見募集の結果

提出件数 17件(4人)

意見の概要

①統合庁舎の複合機能	2件(2人)
②コンベンションホール	4件(1人)
③公共施設の併設	4件(1人)
④危機管理機能	2件(2人)
⑤施設計画	4件(3人)
⑥市民自治センター	1件(1人)

- 既存庁舎の活用および市民自治センターの方向性**
- ①基本的機能**
- ・市民自治センターは、窓口機能を基本的機能として、山東、伊吹、近江地域に配置します。
 - ・山東庁舎には、市民自治センター機能に加え、山東、伊吹地域を区域とした事務をつかさどる(仮称)総合支所を配置します。
 - ・災害が発生するおそれがある場合には、職員を配備するとともに警戒体制を確立し、防災対策に当たります。
- ②整備の方向性**
- ・既存の米原、伊吹、近江庁舎は廃止、解体を基本とします。
 - ・伊吹、近江地域に再配置する市民自治センターは、跡地利用の方向性を含めて周辺の公共施設の活用を検討します。
 - ・山東庁舎は(仮称)総合支所の配置に加え、必要な他の施設機能を統合する方向で検討を行います。

▼市全域公共サービス方向性のイメージ図

